

令和3年度創成東地区まちづくり推進支援業務  
公募型企画競争 提案説明書

1 業務名

令和3年度創成東地区まちづくり推進支援業務

2 業務の背景及び目的

創成東地区のまちづくりについては、平成23年1月に策定した「さっぽろ都心まちづくり戦略」において創成東地区を都心まちづくりの「重点地区」として位置付けて以降、2か年にわたる有識者等からなる検討会議の検討・提言を受けて、平成26年3月に「創成東地区まちづくりの基本的な考え方」（以下、「基本的な考え方」）をとりまとめ、平成28年5月に策定した「第2次都心まちづくり計画」において展開指針を定めたところ。

札幌市では「基本的な考え方」及び「第2次都心まちづくり計画」に基づき、これまでの間、創成東地区の住民や事業者等と当地区のまちづくりについて意見交換する中で、プレイスメイキング（人々が立ち寄りたいたいと思える魅力的な居場所を人の動線上につくることにより、回遊性の向上や賑わいの創出を目指す取組）に注目し、平成30年度から2か年にわたり、当地区の中心を貫く東4丁目線においてプレイスメイキングの実証実験を実施し、その効果を確認してきた。

その中で、平成31年2月には、当地区における地域主体のプレイスメイキングの推進を目指し、まちづくり団体や企業等によって構成される「創成東地区プレイスメイキング研究会」（以下、「研究会」という。）が発足し、活動の成果として具体的な企画案が生まれるなど、持続的なまちづくり活動の展開への兆しも生まれている。

一方、当地区は人口流入が著しく、平成23年から令和2年までの10年間で約1.4倍の人口増加がある。

また、近年は、北海道新幹線札幌駅のホーム位置がいわゆる大東案に決まったことや、北6東4周辺地区等の民間再開発の動きなど、様々なまちづくりの動きが顕在化しているほか、まちづくりの基軸である東4丁目通のクランク形状の解消などを目的に、令和3年2月に新たに都市計画道路の決定がなされたところである。

このように、当地区においては、今後も土地利用が大きく変わることが見込まれることから、昨年度は、まちづくりを進めていくうえで必要となる人口動態や地価などの地区の基礎情報を把握するため、これらについての調査を実施した。

今後は、昨年度業務において調査した人口動態や地価等の地区の基礎情報を踏まえ、町内会や地元企業など独自にまちづくりに取り組む実施主体間で協議・調整を図りながら、当地区における今後の土地利用の変化を見据えたまちづくりの方向性について検討を行うことが必要となっている。

さらに、昨年度、新たに都市計画決定された東4丁目通において、道路拡幅工事後の歩道のデザイン方針や活用の検討に、地域住民が抱える地区の課題やまちづくりのニーズなど、地域住民の意見を取り入れることも必要となっている。

過年度業務により得られた成果を活かしながら当地区における持続的なまちづくり活動を推進していくためには、上記のような具体的なまちづくりの内容に、地域意見を反

映させるといった過程を通じて、地域におけるまちづくり活動のさらなる定着を図るとともに、まちづくり活動を地域住民による自主的な取組として継続できるよう、より具体的な実施体制の構築を検討していくことが必要である。

本業務は、昨年度業務における、人口動態や地価等の地区の基礎情報の調査結果や地域住民による自主的なまちづくりの実施体制に関わる議論を踏まえ、地域住民や町内会などの関係主体間で協議・調整を図り、地域住民が共有し目指すまちの姿・理念であるまちづくりの方向性の骨子案を検討するものである。

また、創成東地区における持続的なまちづくり活動の推進に向け、新たに都市計画決定された東4丁目通における道路拡幅工事後の歩道のデザイン方針や活用に関し、地域住民の意見を収集のうえ、検討を行うことともに、当該検討の過程を通じて地域住民による自主的な取組として継続できるような実施体制の構築を検討するものである。

### 3 業務内容

#### (1) 創成東地区まちづくりビジョン骨子案の検討

昨年度業務における、人口動態や地価等の地区の基礎情報の調査結果に加え、下記

(2) 実施体制の検討における協議・調整内容と整合を図り、(3) にて行うワークショップの意見も十分反映したまちづくりの方向性を定めたビジョンの骨子案の検討を行う。

#### (2) 持続的なまちづくり活動の推進に向けた実施体制の検討について

持続的なまちづくり活動の推進に向け、まちづくりに関わる住民・企業・事業者等の各主体が地区の課題や取組を共有するための実施体制について、昨年度業務において議論された体制案を踏まえ、各関係主体と協議・調整を図るなど、より具体的な体制案についての検討を行う。

#### (3) ワークショップの実施及び支援

##### ア テーマ

東4丁目通の道路拡幅工事後の歩道のデザイン方針や活用について

##### イ 協議内容

当該工事に伴う道路拡幅後の歩道デザイン方針や活用に関して、以下を考慮のうえ協議用資料を作成し、協議を行う。

また、ワークショップで出た意見等について集約し、業務報告書にとりまとめる。

(ア)「道路移動等円滑化基準」(平成18年12月19日国土交通省令第116号)に基づき、舗装のデザインを3パターン程度作成すること。

なお、デザイン案については、ブロックの配置や配色が分かるようにし、材料の入手しやすさや経済性などにも留意し、比較検討できるような資料とすること。

(イ) 街路樹の選定及び植樹柵・植樹帯の基本的な配置の考え方について検討できるような資料とすること。

なお、街路樹の選定については、札幌市にて基本的な考え方を事前に提示する。

(ウ) 札幌市標準仕様の照明灯を用いることを原則として、照明灯の基本的な配置パターンを作成すること。

なお、地元意見等により、札幌市標準仕様以外の照明灯を用いることを検討する場合は、維持管理や経済性の観点を踏まえること。

#### ウ 参加対象

町内会や地元企業等、地区のまちづくり活動に積極的に関わる主体を中心とした30名程度の人数とする。

#### エ 開催回数

2回程度開催する。

#### オ 開催手法

原則としてオンラインで開催すること。ただし、新型コロナウイルスに関する社会的情勢を踏まえ、十分な感染対策をとったうえで委託者が認めた場合においては、対面で実施できるものとする。

さらに、オンラインでの実施も不可能な場合で、かつ、委託者が認めた場合においては、アンケート調査等により意見を収集し、とりまとめることも可とする。

#### (4) 取組等の地区内外への発信

当業務における取組をとりまとめた「札幌都心まちづくり通信（創成東地区）」を作成し、地区内に配布する。（1回）（3,000部作成し、うち500部を委託者に納入するとともに、2,500部を新聞折り込みや町内会回覧等の方法で地区内に配布する。なお、配布にかかる費用については受託者の負担とする。）

#### (5) 報告書の作成

業務成果を報告書として取りまとめること。報告書の作成に当たっては、今後の道路の実施設計につながるものとなるよう留意すること。

#### (6) 参考

「令和2年度 東4丁目線（大通南線～北6条線間）ほか1線道路予備設計」の成果品を貸与するので、参考にすること。

### 4 業務規模

4,000千円を上限額とする（消費税及び地方消費税10%を含む）。

※この金額は現時点での予算規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

### 5 履行期間

契約締結の日から令和4年3月25日（金）まで

### 6 成果品

(1) 報告書：A4縦、カラー両面印刷（枚数制限無し）3部

(2) 報告書概要版：A3横2枚以内、カラー片面印刷 3部

(3) 札幌都心まちづくり通信（創成東地区） 3,000部（発行部数3,000部うち市納付部数500部）

(4) 電子データ：上記報告書の電子データを整理し、電子媒体（CD-R）で1組提出

## 7 参加資格

- (1) 札幌市競争入札参加資格者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 公募開始日から契約締結日までの期間に、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続き又は再生手続きの開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされている者でないこと。

## 8 企画提案を求める項目

以下の点について、企画提案を行うこと

- (1) 本業務に取り組む上での視点等について  
過去の創成東地区まちづくりに関する検討結果、および上記「2 業務の背景及び目的」を十分に踏まえたうえで、本業務に取り組む上で持つべき視点と課題意識等について提案すること。
- (2) 創成東地区まちづくりビジョン骨子案の検討について  
地域住民が共有し目指すまちの姿・理念であるまちづくりの方向性の骨子案を検討するにあたり、過去の創成東地区まちづくりに関する検討結果を踏まえ、特に重要と考えられる点、留意すべき点について提案すること。
- (3) 持続的なまちづくり活動の推進に向けた実施体制の検討について  
昨年度業務において議論された体制案をもとにして、より具体的な体制案を検討していくにあたり、効果的な検討の進め方や留意すべき点について提案すること。
- (4) ワークショップの実施及び支援  
過去に本市が実施した東 4 丁目通におけるプレイスメイキングの実証実験の結果を踏まえ、上記 3（1）アで示すワークショップのテーマである「東 4 丁目通の道路拡幅工事後の歩道のデザイン方針や活用」にかかる検討の方向性について提案すること。  
また、参加者の議論を促し、意見の収集にあたって効果的に実施するための方法や工夫及び考え方について、提案すること。
- (5) 本業務のスケジュール案について  
今年度行う業務について、そのスケジュール案を提案すること。
- (6) 独自提案事項  
本業務を実施するにあたり、提案者が上記以外の事柄で、必要、効果的と考える事柄があれば提案すること。

## 9 申込方法

### (1) 提出物

正本は、以下のア～カの構成で一式とし、1部提出すること。(提出にあたっては、一式を左肩一箇所でホチキス留めすること。)

副本は、以下のイ～オの構成で一式とし、10部提出すること。(提出にあたっては、一式をゼムクリップで留めること。ホチキスは使用しないこと。)

なお、いずれの場合も特別な製本、折込等はしないこと。また、用紙の規格、枚数、様式等は厳守すること。

ア 参加意向申出書(A4縦、1枚、様式1)

イ 業務従事者一覧(A4縦、片面印刷、必要枚数、様式2)

ウ 類似業務等実績一覧(A4縦、片面印刷、必要枚数、様式3)

エ 業務体制の概要及び実施方法(A4、片面印刷、必要枚数、様式4)

オ 企画提案書(A3横、片面印刷、2枚以内、様式自由)

カ 業務費内訳書(積算書)(A4縦、片面印刷、必要枚数、様式自由)

### (2) 提出方法及び提出先

郵送又は持参にて以下に提出すること。

060-8611 北海道札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市役所 まちづくり政策局 政策企画部 都心まちづくり推進室 都心まちづくり課(5階南側)

### (3) 提出期限

令和3年7月15日(木) 17:15【必着】

### (4) 提出書類の入手方法

様式については、札幌市公式ホームページにてワードデータが取得可能であるとともに、提出先である札幌市 まちづくり政策局 政策企画部 都心まちづくり推進室 都心まちづくり課でも配布する。

【札幌市公式ホームページ】

<http://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/keiyaku/keiyaku.html>

### (5) 提出書類の記載にあたっての注意事項

記載にあたっては、以下の事項に留意すること。

ア 業務従事者一覧について

(ア) 今回の業務を受託する場合に、実務に携わる者を記載すること。

(イ) 委託の相手方として選定された場合、業務を進めるにあたって他の会社(者)の協力が予定されている場合についても記載すること。

(ウ) 本業務について全般的かつ総合的な役割を担う総括責任者を明記すること。

(エ) 業務実施中、札幌市との打合せ等の際に常に参加するなど札幌市との窓口となる実務従事者の氏名の後ろには(○)を付けること。

イ 類似・関連業務等実績一覧について

エリアマネジメント推進や地区まちづくり計画策定等業務、オンラインでのワークショップ開催など、本業務に活かすことができると考える類似・関連業務の実績

について差し支えない範囲で極力具体的に記載すること。なお、これまでの実績で特筆すべきものがあれば、企画提案書に詳細に記載してもよい。ただし、その場合も企画提案書の枚数の追加は認めない。

#### ウ 企画提案書について

(ア) 企画提案は具体性をもって、簡潔かつ明瞭に記載すること。

(イ) 提出された企画提案書等は返却しない。

#### (6) 参考資料

ア 「創成川以東地区まちづくり構想～創成川以東地区まちづくり会議からの提言～」

イ 「創成東地区まちづくりの基本的な考え方」(平成 26 年度)

ウ 「いとなみの軸関連検討業務」報告書(平成 29 年度)

エ 「平成 30 年度いとなみの軸関連検討業務」報告書(平成 30 年度)

オ 「2019 年度いとなみの軸関連検討業務」報告書(令和元年度)

カ 「令和 2 年度創成東地区まちづくり推進業務」報告書(令和 2 年度)

キ 「令和 2 年度 東 4 丁目線(大通南線～北 6 条線間)ほか 1 線道路予備設計」報告書(令和 2 年度)

※ 参加資格を満たし、プロポーザルに参加する意思のあるものには、上記資料を上記(2)提出先にて提供する。

## 10 質疑

### (1) 質問方法

質問がある場合は、質問受付期間内に、所定の質問書(様式 5)に質問の要旨を簡潔に記入し、札幌市まちづくり政策局都心まちづくり推進室宛に FAX 又は電子メールで送信すること。

電子メールのタイトルは「令和 3 年度創成東地区まちづくり推進支援業務 質問書」とし、令和 3 年 7 月 6 日(火) 12:00 まで受け付けるものとする。

FAX : 011-218-5112

送付先電子メールアドレス : ki.downtown@city.sapporo.jp

### (2) 質問に対する回答

回答は電子メール又は FAX にて行う。また、公平を期すため、公開する必要があると認める場合は、質問と回答の要旨をホームページにて公開する。

## 11 選定方法について

企画提案は、札幌市の関係部局の職員などからなる「令和 3 年度創成東地区まちづくり推進支援業務」企画競争実施委員会(以下、「実施委員会」という。)において、後述「12 評価基準」により(1)、(2)のとおり審査を行い、最も優れた企画提案者を選定する。

(1) 一次審査

- ア 提出書類による書類審査を行う。
- イ 一次審査通過の企画提案は、総合的に評価を行い3件程度とする。
- ウ 一次審査の結果は、確定後直ちに企画提案者全員に文書で通知する。
- エ 応募件数が3件程度以下の場合は一次審査を省略する。この場合は、提出者全員に別途連絡する。なお、応募者が1件の場合、最終審査において最低基準点を超えていれば最も優れた企画提案者として選定する。

(2) 最終審査

- ア 一次審査を通過した企画提案に対し、ヒアリングを実施する。
- イ 出席者は総括責任者を含む最大3名までとする。
- ウ ヒアリングは1者25分(説明15分、質疑10分)を想定し、順次個別に行う。
- エ ヒアリングの詳細については、別途通知する。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ、ヒアリングをリモートで実施する可能性があるため、留意すること。
- オ ヒアリングの結果は、速やかに企画提案者全員に対し、文書により通知する。

(3) 契約の相手方について

- ア 契約の相手方は、上記審査によって選定された者との間で、随意契約により行うことを原則とする。その手続きについては、札幌市契約規則による。
- イ 選定された者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。
- ウ 企画提案にあたり、虚偽の記載など不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方としない場合がある。
- エ 契約候補者が提案書類に記載した事項の変更は、原則として認めない。

(4) 審査スケジュール(予定)

- ア 一次審査(書類審査) 令和3年7月16日(金)
  - イ 最終審査(ヒアリング) 令和3年7月21日(水)
- ※上記スケジュールは変更となる場合がある。

## 12 評価基準

- (1) 審査は下表に示す審査項目による総合点数方式とし、満点の6割を最低基準点と定める。
- (2) 一次審査においては、最低基準点を超えた者のうち、委員会委員の評価の合計点数が高い順に通過者を決定する。
- (3) 最終審査においては、一次審査の結果は持ち越さないものとし、最終審査における実施委員会委員の評価の合計点数が最も高い提案者を契約候補者とする。合計得点が高かった場合は、評価の視点(1)、(2)、(3)及び(4)の合計得点が高かった企画提案に決定し、それでもなお同点となる場合は、実施委員会の協議により決定する。
- (4) 企画提案への参加者が1社(者)となった場合は、合計得点が最低基準点に満たない場合は不採択とする。

評価の視点	配点
<p>(1) 本業務に取り組む上での視点等について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本業務に取り組む上でもつべき視点と課題意識等について、過去の創成東地区まちづくりに関する検討結果の経緯を踏まえており、本業務を実施するにあたり適切なものとなっているか。</li> </ul>	25
<p>(2) 創成東地区まちづくりビジョン骨子案の検討について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>提案内容が、過去の創成東地区まちづくりに関する検討結果を踏まえ、まちづくりビジョン骨子案の検討を進めるにあたり有効なものとなっているか。</li> </ul>	20
<p>(3) 持続的なまちづくりの推進に向けた実施体制の検討について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>提案内容が、実施体制の検討にあたり、効果的かつ適切なものとなっているか。</li> </ul>	10
<p>(4) ワークショップの実施及び支援について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>検討の方向性が、過去に本市が実施した東4丁目通におけるプレイスメイキングの実証実験の結果を踏まえ、適切なものとなっているか。</li> <li>参加者の議論を促すため、意見の収集を効果的に実施するための方法や工夫などについて、効果的かつ具体的な提案となっているか。</li> </ul>	25
<p>(5) 本業務のスケジュール案について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今年度行う業務のスケジュールについて、履行期間内に十分執行可能なものとなっているか。</li> </ul>	10
<p>(6) 独自提案について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>業務の目的を達成するにあたり、上記以外で独自性のある効果的な提案があるか。</li> </ul>	10
合計	100

### 13 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をし、その他不正の行為をした者
- (2) 本要領に定める手続以外の手法により、選定委員会の委員及び市職員から助言、援助その他審査の公平を疑われるような行為を受けた者又は当該行為を求めた者
- (3) 本プロポーザルの手続期間中に指名停止を受けた者
- (4) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本要領及び各様式の留意事項に適合しなかった者
- (5) 審査の公平性を害する行為を行った者
- (6) その他、本要領等に定める手続、方法等を遵守しない者履行

### 14 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用については参加者及び提案者の負担とする。
- (2) 提出書類の著作権は、各提案者に帰属する。
- (3) 提出書類は、原則として公開しない。ただし、本プロポーザルの実施に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする。(複製を含む。)
- (4) 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加は認めない。
- (5) 業務従事者一覧に記載された総括責任者は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、変更することができない。
- (6) 入選者は、その後の委託業務の遂行に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする。(複製の作成を含む。)
- (7) 札幌市が提供した資料は、札幌市の了解なく公表、使用することができない。
- (8) 本業務に係るデザイン、意匠、著作権及び業務に付随して発生する全ての権利は札幌市に帰属し、本市の許可なく無断で使用、情報提供等を行うことを禁ずる。また、本業務に関連して得られた個人及び企業情報等の全てについて、本市及び当該個人並びに当該企業の代表者の許可なく第三者に情報提供あるいは情報を漏らすことを禁ずる。

### 15 問い合わせ先

〒060 - 8611 札幌市中央区北1条西2丁目（札幌市役所5階南側）

札幌市 まちづくり政策局 政策企画部 都心まちづくり推進室 都心まちづくり課

担当：松本（拓）、佐藤 TEL：011-211-2692 FAX：011-218-5112